

産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 19 号

産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例

第 1 条 産業技術短期大学校条例（平成 8 年岩手県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 7 条関係）					別表（第 7 条関係）				
区 分	授業料	聴講料	入学検定料	入学科	区 分	授業料	聴講料	入学検定料	入学科
学生	年額		[略]		学生	年額		[略]	
	<u>379,200 円</u>					<u>390,000 円</u>			
聴講生		1 単位につき <u>4,800 円</u>			聴講生		1 単位につき <u>5,000 円</u>		
備考 [略]					備考 [略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

第 2 条 産業技術短期大学校条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(科及び修業期間) 第 2 条 本校にメカトロニクス技術科、電子技術科、建築科、産業デザイン科及び情報技術科を、水沢校に生産技術科、電気技術科及び建築設備科を置く。 2 短期大学校の修業期間は、 <u>2 年</u> とする。	(科及び修業期間) 第 2 条 本校にメカトロニクス技術科、電子技術科、建築科、産業デザイン科及び情報技術科 <u>並びに産業技術専攻科</u> を、水沢校に生産技術科、電気技術科及び建築設備科を置く。 2 短期大学校の修業期間は、 <u>産業技術専攻科以外の科</u> にあっては 2 年、 <u>産業技術専攻科</u> にあっては 1 年とする。
(入学資格) 第 3 条 短期大学校に入学することができる者は、 <u>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）</u> による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると知事が認めた者とする。	(入学資格) 第 3 条 短期大学校に入学することができる者は、 <u>次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>産業技術専攻科以外の科</u> 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると知事が認めた者 (2) <u>産業技術専攻科</u> 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 16 条第 2 項の規定に基づく職業能力開発短期大学校を卒業した者又はこれと同等以上の職業能力があると知事が認めた者であつて規則で定める要件に該当するもの

別表（第7条関係）

区 分	授業料	聴講料	入学検定料	入学科
学生	[略]			
聴講生	[略]			

備考 [略]

別表（第7条関係）

区 分	授業料	聴講料	入学検定料	入学科
産業技術専攻科以外の学生	[略]			
産業技術専攻科の学生	年額 390,000 円		18,000 円	67,700 円
聴講生	[略]			

備考 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定の施行の日の前日において現に在学する平成15年度及び平成16年度の入学者（同条の規定の施行の日以後において復学をした者を除く。）に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 平成19年度に産業技術専攻科に入学を志望する者は、入学検定料18,000円を入学願書に添えて納付しなければならない。
- 前項の規定により納付された入学検定料は、還付しない。